写

令和８年１１月２０日

長浜市議会議長　中川　リョウ　様

提出者　議会運営委員長　竹本　直隆

議 案 の 提 出 に つ い て

令和８年長浜市議会定例会令和８年１２月定例月議会において、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第１０９条第６項及び長浜市議会会議規則（平成 18 年長浜市議会規則１号）第１４条第２項の規定により、次の議案を提出します。

記

委員会提出議案第４号

長浜市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

（改正理由）

「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和８年法律第 56 号）」による罰則規定の改正が令和９年１月１７日から施行されることに伴い、大津地方検察庁と協議を経て、職員等が保有個人情報を不正に提供し、又は盗用した場合に係る罰則について、本人その他の者に損害を加える目的で行った場合を新たに処罰の対象に加えるとともに、法定刑を「１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金」から「２年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金」に引き上げるほか、所要の規定の改正を行うものです。

委員会提出議案第４号

長浜市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

長浜市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月２０日提出

議会運営委員長　竹本 直隆

長浜市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

長浜市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年長浜市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第５４条中「図る」を「図り、若しくは本人その他の者に損害を加える」に、「１年」を「２年」に、「５０万円」を「１００万円」に改める。

第５７条中「第２４条第１項の決定」を「開示決定」に改める。

附　則

この条例は、令和９年１月１７日から施行する。